

松山市子ども・子育て支援法施行条例(案)の概要 に対する意見募集について 【市民意見公募手続実施要領】

標記事案の策定にあたり、下記のとおり市民意見公募手続を実施します。
つきましては、多数のご意見をお寄せいただきますよう宜しくお願いします。

記

1. 意見を募集する事案名 松山市子ども・子育て支援法施行条例(案)の概要

2. 意見を提出できる方

- 松山市内に居住されている方
- 松山市内にある学校に在学されている方
- 松山市内にある事務所・事業所に勤務されている方
- 松山市内に事務所・事業所を有している方や法人その他の団体

3. 意見提出期間 平成26年12月18日(木) ～ 平成27年1月26日(月)

4. 意見募集にあたり公表する資料
松山市子ども・子育て支援法施行条例(案)の概要
【実施事案の関係資料】
○市民意見公募手続の実施事案について(様式2)

5. 意見募集にあたり公表する資料の公表方法

- 市ホームページへの掲載
- 市民閲覧コーナーでの閲覧
- 保育・幼稚園課での閲覧又は配布
- 各支所での閲覧又は配布

6. 意見の提出方法

別紙『市民意見公募手続実施事案に対する意見提出書』に、氏名、住所、連絡先等の必要事項と意見をご記入いただき、次の①～④の方法により、下記【お問い合わせ先】までご提出下さい。

なお、『市民意見公募手続実施事案に対する意見提出書』において記入を求めている内容が含まれていれば、個別に作成していただいた様式によりご提出いただいても結構です。

【提出方法】① 持参 保育・幼稚園課(松山市役所別館2階)

② 郵送 〒790-8571 松山市二番町4丁目7番地2

松山市役所保育・幼稚園課 幼稚園・新制度担当

③ FAX 089-934-1021

④ 電子メール(Eメール)送信 hoiku@city.matsuyama.ehime.jp

《注意事項》

- ・電話等口頭によるご意見は受け付けておりませんのでご了承下さい。
- ・意見提出書のご記入は、日本語でお願い致します。

7. 手続実施結果の公表

提出いただきました意見の内容やそれに対する市の考え方につきましては、取りまとめうえで当該実施事案の策定完了後、「市ホームページへの掲載」「市民閲覧コーナーでの閲覧」「所管課及び支所での閲覧又は配布」などの方法により公表します。ただし、意見を提出された方の氏名や住所などの個人情報などについては、公表しません。

【お問い合わせ先】

〒790-8571

松山市二番町四丁目7番地2

松山市役所保健福祉部保育・幼稚園課

幼稚園・新制度担当

TEL: (089) 948-6872

Fax: (089) 934-1021